

【生活支援室】パートタイム会計年度任用職員募集要項

会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される非常勤職員です。

受付期間：募集人員に達するまで

選考日：随時

募集職種・募集人数

生活保護就労支援員 1人

業務内容

生活保護受給者および生活困窮者への就労支援業務

- ・就労意欲喚起
- ・生活保護受給世帯を訪問、ハローワークへの同行
- ・履歴書の書き方指導、模擬面接の練習等
- ・現業員とのケース会議
- ・支援記録の作成

任用期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで

※採用は全て条件付きで、原則として採用から1か月間（勤務した日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに初めて正式採用となります（地方公務員法第22条の2第7項）。再度の任用の場合も同様です。

※勤務成績が良好な場合に限り、再度任用する場合があります。

※再度の任用満了後も引き続きの勤務を希望する場合は、新規採用として申込みをしていただきます。

申込資格

- ① 次のいずれにも該当しない方（地方公務員法第16条）
 - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ② 国籍は問いませんが、外国籍の方の場合、就労が制限されていない在留資格を有する方
- ③ 次の要件を満たす方
 - (1) 営業や人事、マネージメント等の経験があり、コミュニケーションスキルを有する者
 - (2) 文書作成、表計算等基本的なパソコン操作が出来る者
 - (3) 普通自動車運転免許を有し運転が可能な者

勤務条件など

種 類	内 容
報 酬 等	事務職 時給 1,518 円 ・その他、諸手当（通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等）は、桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づき支給されます。
勤務時間	週 4 日、31 時間 勤務 午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分まで（休憩 1 時間）
休 日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
有給休暇	年次有給休暇を規則に基づき付与
服 務	地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。

申込手続

申込書類の請求先 及び提出先	桑名市役所 福祉総務課 生活支援室（市役所 1 階） 〒511-8601 桑名市中央町二丁目 37 番地
申込み提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履歴書（エントリーシート） ・ 写真 1 枚 縦 4 cm × 横 3 cm（履歴書に貼付） ・ 返信用封筒 1 通 封筒サイズ：長形 3 号（縦 23.5 cm × 横 12 cm） ・ 110 円切手 1 枚 ※この返信用封筒により結果を送付しますので、封筒に 110 円切手を貼り付け、宛先に申込者の郵便番号、住所及び氏名（敬称は「様」）を記入してください。
受付の期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務時間中 午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分まで （土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。） ・ 定員に達し次第受付を終了します。 ・ 郵送の場合は、簡易書留で「選考申込書在中」と朱書してください。

選考の日時・会場・結果発表

	日 時	会 場	結果発表
選考	随時	桑名市役所本庁舎 桑名市中央町二丁目 37 番地 福祉総務課 生活支援室	選考日から一週間後 申込者全員に電話で通知
受験要領	申込書を提出した方に選考（面接）時間を電話にて連絡いたします。		
選考内容	書類選考、個別面接		

問い合わせ先 桑名市役所 福祉総務課 生活支援室 Tel 0594-24-1169 大橋・服部